

新規就農者定着促進事業実施要領

【目的】

現在、新発田市のみならず農業者の高齢化、後継者不足は極めて深刻な問題であり、もはや専業農家等の農業後継者の育成のみならず、非農家出身者で意欲ある就農希望者の確保、育成が極めて重要な時代が到来した。新たに農業経営を開始する者（後継者も含）に、就農間もない経営が不安な時期に支援を行うことによって、新たな担い手の確保・育成・定着を図る。

【対象】

- ・認定新規就農者
- ・経営開始から5年以内まで導入可能とする。

【支援内容】

市内で新たに農業を開始する方が、就農して間もない時期に必要な資本整備費の一部を支援し、研修終了後から、速やかに営農開始できるよう支援を行うことで新規就農者の定着化を図る。

【補助内容】

- (1) 補助金額 1 経営体あたり補助上限1,000千円 事業費上限なし
- (2) 事業内容

[補助対象経費]

- ・補助率：1／2以内 全てにおいて中古品も可（耐用年数以内のものに限る）
- ・非農家出身者については、経営基盤がないことから汎用性の高い施設、機械も可とする。
草刈り機、噴霧器、作業場、その他市長が必要と認めるもの。

[補助対象外経費]

- ・国、県、その他の支援策を活用した機械・施設
- ・国、県の補助金で該当になるもの
- ・施設の修繕費は対象外（ハウスのビニール貼り替え、消耗品等）
- ・汎用性の高い機械、施設等（非農家出身者除く）
- ・軽トラック、運搬用乗用車（自動車は補助対象外）
- ・土壌改良材などの培土や培土に混入して使用するもの
- ・機械などの導入に係る送料、据え付けなどの設置費用

【採択基準】

採択基準は、認定新規就農者となった1年目と5年目の申請者を最優先とする。

【交付条件】

- ・自らが農業経営に関する主宰権を有していること。
- ・自らの販売名義で出荷していること。
- ・農地の所有権又は利用権を自らが有していること。
- ・生産物や生産資材等を支援対象者自らが有していること。
- ・農産物の売り上げや経費の支出などの経営収支をしっかりと管理していること。
- ・支援対象となる機械等が国、県、その他の支援策を受けていないこと。
- ・機械、施設を導入してから5年以上継続して営農すること。
- ・営農計画、収支計画が妥当と思われること。

- ・汎用性が高い機械、施設等を導入する際は、三親等以内の親族からの経営継承ではないこと。

附則 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

令和 8年5月1日改定